

ハノイ日本人学校スクールバス運営規則

第1章 総則

第 1条：目的

この規則は、「保護者の責任で行う」ことを基本原則とする児童生徒の登下校において、保護者の責任遂行の一助としてハノイ日本人学校がサービス実施するスクールバス（以下、バス）の運営に関して定める。

第 2条：バス運行用途

児童生徒の登下校

第 3条：運営

バスの運営は、ハノイ日本人学校理事会（以下、理事会）の管轄下、ハノイ日本人学校事務局（以下、事務局）のバス担当（以下、バス事務局）がこれに当たる。

第2章 バス事務局

第 4条：目的

バスの円滑で効率的な運行及び安全の確保を目的として、バス事務局を設置する。

第 5条：構成メンバー

- 1 バス事務局責任者
- 2 バス担当事務職員

第 6条：業務項目

バス事務局は、以下1～6について実施する。

- 1 バスの運行を円滑に行うための調査、連絡
- 2 バスの運行計画表の作成
- 3 バス運行時の安全管理
- 4 その他、バス運行に関する調整
- 5 運行受託者選定業務
- 6 バス会計処理

第3章 スクールバス運行委員会

第 7条：目的

バスの円滑で効率的な運行及び安全の確保を目的として、理事会の下部組織として、スクールバス運行委員会（以下、運行委員会）を設置する。

第 8条：委員

運行委員会は次の委員で組織する。

- 1 理事会代表 1名（副理事長）
- 2 学校代表 1名（教頭）

- 3 P T A代表 2名（会長、バス担当）
- 4 バス事務局責任者 1名（バス担当事務職員が補佐を行う）
- 5 オブザーバー 若干名（委員の過半数の承認により参加が認められた場合）

第 9 条：委員長

委員長を 1 名置き、理事会代表がこれに当たる。

第 1 0 条：委員の任期

- 1 委員の任期は 4 月から翌年 3 月末日までの 1 年とする。年度途中で就任した委員の任期も前委員の残任期間とする。
- 2 委員の再任は妨げない。

第 1 1 条：委員会の開催

- 1 運行委員会は、年 2 回開催（4 月、2 月）を基本とし、委員長が必要と認めた場合、適宜開催するものとする。
- 2 運行委員会は、委員長が主催する。
- 3 運行委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数の賛成により決する。賛否同数の場合は、委員長がこれを決する。

第 1 2 条：審議事項

下記につき、運行委員会で決定した内容を理事会に上程し、理事会が最終決定する。

- 1 この規則の改定
- 2 バス事務局のみの判断では決定できない「バス運行に重大な影響を与える事項」
- 3 予算・決算・契約に関する事項

第 4 章 非常時の措置

第 1 3 条：非常時の措置

- 1 ハノイ日本人学校校長は、天災、その他の理由によりバス運行の中止を決定することができる。
- 2 運行中の児童生徒の急な体調不良や怪我等の緊急事態に対応するため、停車可能な場所で一時停車またはルート変更を行う場合がある。

第 5 章 保護者の遵守事項

第 1 4 条：遵守事項

- 1 保護者は、バス運行により発生した事故、傷害等について、理事会、運行委員会、バス事務局、学校、運転手、添乗員は一切責任を負うものでないことを承諾し、利用開始時に免責に関する誓約書をバス事務局に提出する。
- 2 保護者は、児童生徒に対しバス利用時のマナーを指導する。（乗車態度、シートベルトの着用、乗降時の安全確認等）
- 3 バス利用手引きに記載された事項。

第6章 会計

第15条：財務

- 1 バス運営の財源は、バス利用者が支払うスクールバス費とする。
- 2 スクールバス費は、バス運営基礎費とバス利用料で構成する。
 - (1) バス運営基礎費は、バスの安定的・継続的運行のための費用として以下のものが含まれ、バスの運行が無くても発生する。
 - ・バス事務局人件費と経費（含、バス運行にかかわる調査等費用）
 - ・バスアプリ利用料
 - ・バスカード発行代
 - ・通信費
 - ・スクールバス費を支払っている保護者のPTA活動によるバス利用
 - (2) バス利用料は、バスの実運行のための費用として以下のものが含まれ、運行（乗車）回数に拠らず定額とする。
 - ・児童生徒の登下校におけるバス利用
- 3 バス事務局責任者の指示のもと、バス担当事務職員と事務局経理担当者がバス会計処理を行い、事務局長が承認する。
- 4 毎年2月開催の運行委員会で、年度末決算見通し及び次年度予算計画を策定・審議し、事務局長が決定する。決定された決算と予算を事務局長が理事会へ上程し、承認を得る。

付則

- ・令和3年4月1日 制定
- ・令和4年4月1日 改定